

日助発 35 号
2021年4月20日

自由民主党 看護問題対策議員連盟
会長 伊吹 文明 殿

公益社団法人日本助産師会
会長 島田 真理恵



要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職の専門団体として、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児の支援を行っております。

国内どこに居住しても、母子とその家族が安心、安全に出産、子育てが行えるよう、産前産後ケアの提供体制のさらなる推進、また胎児期から思春期にいたるまでの継続した支援の実施が可能になりますよう子ども庁の創設、さらに発達段階に応じた包括的セクシャリティ教育の構築を目指していけるよう、以下について要望いたします。

要 望 事 項

- 1 希望するすべての母親が産前・産後ケアを受けられるよう
うに産後ケアの周知の推進と利用料金補助の拡充（仮称：産前・産
後ケア補助券制度の創設）
- 2 子ども庁の創設
- 3 包括的セクシャリティ教育体制の構築
- 4 助産所の多機能化の推進

要 望 理 由

1 希望するすべての母親が産前・産後ケアを受けることができるように産後ケアの周知の推進と利用料金補助の拡充（仮称：産前・産後ケア補助券制度の創設）

令和3年4月から産後ケア事業が母子保健法に位置付けられたことにより、これまで主にハイリスク母子を対象としていた事業を希望するすべての母親がサービスを受けられるよう、広く社会に周知していくことが必要と考えます。

利用者である母親からは、産前産後ケアの利用について、周囲から「母親なのに自分の子どもも育てられないのか」「祖父母世代に支援してもらえばよいのではないか」という声があり利用をためらっているという現状があります。マタニティマークが社会に浸透したように社会全体が産前産後ケアの必要性に理解をすること、利用者負担を軽減することで産前産後ケア事業の利用が進むと考えます。

特に新型コロナウイルス感染症により母子の孤立がより一層深刻となり、母親の心理的問題や児童虐待の増加が懸念されます、これらを予防するためにも、産前・産後ケアの切れ目のない支援が重要となります。利用率の高い地域においては、妊娠、子育て期に使用できるクーポンを配布しており、そのクーポンで産後ケアが利用できる仕組みが作られています。妊婦健康診査補助券のような、産前・産後ケアに関する補助券制度の創設を要望いたします。

2 子ども庁の創設

現在、自由民主党において子ども庁の創設が検討されているところであり、成育基本法も制定されました。子どもに関する事項については、省庁を横断した子ども庁の創設を強く希望いたします。特に、妊娠・出産については、時に医療行政に位置付けられ、時に保健行政に位置付けられる等、同省庁内においても縦割り行政となっています。

行政側からの視点での組織ではなく、子どもを中心とした組織の創設を希望します。子ども庁の創設により、子どもを中心として、胎児期から乳幼児期、学童期、思春期まで継続した支援の実施が可能になると考えます。

3 包括的セクシャリティ教育体制の構築

わが国において少子化が急速に進んでいる一方で、セクシャリティに関連した問題（DV、ハラスメント、性別による差別、予期せぬ妊娠、不妊など）が深刻化しています。我が国のセクシャリティに関する教育は、世界の状況から30年以上遅れているとの指摘もあり、国として早急に取り組む必要があると考えます。これまで性教育というと、性行動の活発化につながることを連想させ、否定的にとらえられてきました。世界の主流となっている包括的セクシャリティ教育とはこのような性教育の捉え方とは全く異なった視点であり、幼児期からその発育、発達段階に応じたセクシャリティの認知的、感情的、身体的、社会的側面についてのカリキュラムベースにした教育と学習のプロセスである（ユネスコ編：国際セクシャリティ教育ガイダンス より）とされています。そして、家族や友人との人間関係、寛容さや包摂、尊重、親になるということなど、価値観、人権、文化、セクシャリティ、ジェンダー、暴力と安全確保、健康と幸福のためのスキル、人間の体と発達、性行動、性と生殖に関する健康といった幅広い枠組みからなっています。

インターネット、SNSの普及により、子どもたちは、無限に情報が入手できる状況にあり、誤った理解や行動につながる危険性があります。したがって、幼児期から思春期までの包括的セクシャリティ教育プログラムを構築していくことが必要であると考えます。

4 助産所の多機能化の推進

現代は少子化が進行し出産数が減少する一方、女性の出産年齢が上昇しています。そのため、医療的なリスクを抱える妊産婦が増加しています。また、医学・医療技術の進歩により、医療的なケアを受けながら在宅で生活する子どもが増加しています。

助産所の「地域で母子を支援する」という強みを活かし、前述の産前・産後ケア等、分娩取り扱い以外の機能へと活動の拡大を図っているところですが、医療的側面での支援が必要な母子が地域で生活している場合においては、医師の指示において助産所の助産師が指定訪問看護を実施する等、助産所の機能をさらに多様に拡大していくことが必要だと考えます。

助産所が、訪問看護を実施することを推進するために、例えば、助産所として開設許可を受けている場合においては、健康保険法における訪問看護を担う事業者としてみなし認定していただくことを可能にすること等の措置を要望いたします。

以上